

国土強靱化の広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会  
中間とりまとめ

目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. はじめに                       | 2  |
| 2. 広報戦略策定の背景・目的               | 2  |
| 3. 国土強靱化とは何か                  | 3  |
| 4. これまでの広報・普及啓発の取組            | 4  |
| 5. これまでの取組における課題              | 6  |
| 6. 改善の方向性                     | 8  |
| (1) 広報戦略の明確化                  |    |
| (2) 適切なコンテンツの作成               |    |
| (3) 適切な情報伝達手法の選定              |    |
| (4) 取組主体の役割分担と連携、継続的な取組       |    |
| (5) 具体的なアクションプランの作成とフォローアップ   |    |
| 7. 広報・普及啓発の基本方針               | 10 |
| (1) 国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信 |    |
| (2) 受け手の視点に立った情報発信、適切な媒体の活用   |    |
| (3) 関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携   |    |
| 8. 今後の具体的な取組                  | 12 |
| (1) 内閣官房                      |    |
| (2) 関係府省庁                     |    |
| (3) 地方自治体                     |    |
| (4) 民間企業・団体                   |    |
| (5) 地域コミュニティ・個人               |    |
| 9. 終わりに                       | 16 |
| (参考) 委員名簿                     | 17 |

令和4年1月17日

## 1. はじめに

国土強靱化年次計画 2021（令和 3 年 6 月）において、初めて「国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進」が項目として位置付けられた。

具体的には、

- ・ 国土強靱化に関する広報・普及啓発活動の充実を図ること
  - ・ これまでの取組の効果等を把握すること
  - ・ 広報・普及啓発の対象者を明確にして、戦略的に進めていくこと
- 等とされ、その上で「国土強靱化広報・普及啓発活動戦略（仮称）を関係府省庁の協力も得て取りまとめる」とされたところである。

本検討会は、国土強靱化広報・普及啓発活動戦略（仮称）（以下「広報戦略」という。）の内容について検討するため、令和 3 年 9 月に設置され、以降 4 回にわたり議論を重ねてきた。検討会では、地方自治体及び民間企業・団体からのヒアリングを行ったほか、国土強靱化の認知度等に関する Web アンケート調査を実施するなど、検討を重ねてきた。ここに、これまでの議論を踏まえ、中間取りまとめを行うこととする。

## 2. 広報戦略策定の背景・目的

平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が成立し、その後、基本法に基づく国土強靱化基本計画の策定をはじめ、国土強靱化に関する官民の取組が推進されてきた。令和 2 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」という。）が閣議決定され、令和 3 年度からの 5 年間で追加的に必要となる事業規模おおむね 15 兆円により国土強靱化を推進していくこととされている。また、基本法に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定率は、令和 4 年 1 月 1 日現在で都道府県は 100%、市区町村は約 85%となっており、令和 3

年度末には約 98%の市区町村で策定済みとなる見込みである。

国土強靱化の取組を推進するに当たり、これまでも、内閣官房国土強靱化推進室（以下「内閣官房」という。）や関係府省庁において広報や普及啓発に関する取組が行われてきたところであるが、上記のように国や地方自治体における取組が一定程度進展する一方で、国土強靱化に関する国民全般の理解は必ずしも深まっているとは言えない状況にある。

このため、今後広報・普及啓発活動を行うに当たっては、

- ① 国土強靱化の理念・考え方やその必要性について、国民全般の理解を醸成し、取組への共感を得ること
- ② それにより、国土強靱化の取組に対する社会全体の受容性を高め、また一人一人の行動変容を促して実際の取組につなげていくこと

を目的として、戦略的に進めていくことが重要である。このような広報・普及啓発活動を的確に行うことにより、国や地方自治体、民間企業・団体等、様々な主体による国土強靱化の取組の円滑化と一層の連携を図ることが可能になると考えられる。

### 3. 国土強靱化とは何か

国土強靱化とは、簡潔に述べれば「地震、津波、風水害などの大規模な自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指すあらゆる取組」<sup>1</sup>である。その最大の目的は「人命・財産を守る」ことであり、防災だ

---

<sup>1</sup> 「国土強靱化」は、基本法第1条では「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」と定義されている。また、基本計画においては、「国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが（中略）本計画では、まずは大規模な自然災害を対象とすることとした」とされており、本検討会においても大規模自然災害を対象として検討を行う。

けではなく、国土政策や産業政策を含む幅広い概念であって、その取組の主体には、国や地方自治体だけでなく、民間企業・団体や、地域のコミュニティ、家庭や個人も含まれる。いわゆるハード・ソフトの両面の取組を指す用語である。

しかしながら、この「国土強靱化」という用語は、一般になじみ深いものとなっておらず、上記のような理解がなされていないことが多い。国土強靱化は一朝一夕に成し遂げられるものではなく、「国家百年の大計」として、将来の国土・地域の姿を見据え、継続的に取り組むべき施策である。

日本は災害大国であり、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震をはじめ、今後も大規模地震等の巨大災害の発生が予測されている。また、気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化しており、近年も大規模な風水害が毎年のように発生している。仮に国土強靱化の取組が進展しない場合、例えば南海トラフ地震の被害推計は、人的被害は最大約 32.3 万人<sup>2</sup>、また経済被害は約 1,410 兆円<sup>3</sup>に及ぶとされている。まさに国難とも言うべき事態が起こり得るのである。その他にも巨大高潮や洪水、火山噴火等、様々な災害への備えを着実に進める必要がある。

国土強靱化のこれまでの取組が効果を発揮した事例として、内閣官房は「防災・減災、国土強靱化効果発揮事例」（令和 3 年 10 月）をとりまとめ、公表している。平成 30 年度からの「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」等において取り組んだ事業等の、実施前後においての被害の軽減度合いなどを示すものであり、事前防災対策の有効性を示す事例と言える。

---

<sup>2</sup> 平成 24 年 8 月、内閣府防災担当。なお、令和元年 6 月の最新データに基づく再計算によって人的被害は約 23 万 1 千人とされた。

<sup>3</sup> 『「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書』（平成 30 年 6 月、土木学会会長特別委員会「レジリエンス確保に関する技術検討委員会」）による、経済被害と資産被害の合計額。

#### 4. これまでの広報・普及啓発の取組

これまでに行われてきた国土強靱化に関する広報・普及啓発活動としては、主に以下のようなものが挙げられる。

まず、内閣官房においては、ホームページにおいて、国土強靱化に関する制度の枠組みをはじめ、「5か年加速化対策」の概要や、毎年度の関連予算・税制など、政府の取組に関する基本的な資料を掲載している。地域計画については、毎月1回、具体の市区町村名を含め策定状況が更新されており、地方自治体における取組の進展状況を明らかにしている。国土強靱化担当大臣の下に置かれた「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」は、令和3年5月までに61回開催され、その資料や議事概要はすべて公開されている。

民間企業・団体向けのものとしては、民間企業等の先導的な取組をまとめた「国土強靱化 民間の取組事例集」や、民間の取組を促進するための国・都道府県の施策集、国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）の制度や認証取得企業（令和3年11月末現在で248社）に関する情報などがある。

一般向けには、ポスターやパンフレットの作成・配布や、政府広報によるシンポジウムの開催、ワークショップの開催等が行われている。また、「防災まちづくり・くにづくり学習ワークブック」という小学校高学年向けの学習教材は、全国の学校等に対し既に280万部以上の配布実績がある。

内閣官房のSNSアカウント（Twitter、Facebook）では、これらの情報を随時発信しており、Twitterのフォロワー数は令和4年1月現在で約4万3千人となっている。

さらに、関係府省庁においても、国土強靱化に関する広報・普及啓発の取組が行われている。例えば国土交通省においては、国土強靱化に関する事業を実施する際には、直轄工事だけでなく都道府県や市町村が実施する工事においても、現場の看板等に国土強靱化の関連

工事であることを明記するよう協力を依頼している。

また、5か年加速化対策の主要施策の1つである流域治水に関しては、全国109の一級水系等において「流域治水プロジェクト」の策定・公表が行われており、また、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」が各地方整備局等において策定・公表されているなど、各担当部局における取組も行われている。

地方自治体においては、国土強靱化の関連事業を推進する際に、事業内容の広報看板等で対策の効果・目的等をわかりやすく周知する取組やそのSNSでの発信、また、5か年加速化対策において行われる事業の目的や効果等をまとめた動画を作成し、YouTubeで配信するなどの取組も行われている。地域計画の策定に当たっても、家庭や事業者向けのチェックシートの作成・配布、有識者による解説動画の配信など、地方自治体の創意工夫により独自の取組が行われている。

民間企業・団体においては、例えば経済団体等では、国土強靱化に関する委員会を設置し、会員企業の取組を促進し、また広報・普及啓発を行っている事例がある。

平成26年には、産・学・官・民が連携して国土強靱化の取組を推進するため、（一社）レジリエンスジャパン推進協議会が設立されており、同協議会は、先進的な取組を行う企業等に対して「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」の授与等を行っている。

## 5. これまでの取組における課題

これまでの広報・普及啓発の取組を検証・分析すると、その取組には、総じて以下のような課題があると考えられる。

- ・これまでの多くの広報・普及啓発活動が、その目的や対象を十分に定義・細分化しないままに実施され、適切な内容を適切な媒体で発信できていないのではないかな。

- ・開催されてきたイベント等について、何が議論され、結果としてどのような政策に結び付いたのかが可視化されず、単発の施策で終わっているケースが多いのではないか。また、ホームページに情報を掲載しただけにとどまり、効果的に活用されていないものが多いのではないか。
- ・関心層には一定程度注目してもらえているが、そもそも国土強靱化の取組を知らない層への働きかけができておらず、取組の広がりには欠けているのではないか。

そこで本検討会では、これまでの広報・普及啓発の効果等を把握するため、約 1000 名に対し、国土強靱化の認知度等についての Web アンケート調査<sup>4</sup>を行った。その主な概要は以下のとおりである。

#### ①国土強靱化という用語の認知度について

- ・「国土強靱化」という言葉を聞いたことがある人は全体の約 32%であった。男性ほど、また年齢層が高いほど認知度が高い傾向がある一方で、個人レベルで国土強靱化に取り組みたいという意欲は女性の方が高かった。
- ・20代～30代では、国土強靱化は 20%前後の認知度にとどまったほか、パソコンを持っておらずスマートフォンのみ所有している人の認知度は約 12.5%とさらに低かった。

#### ②国土強靱化の取組推進への認識について

- ・国土強靱化の概念を知っていると答えた人の方が、知らないと答えた人よりも相対的に高い割合で国土強靱化の取組の推進を支持していたが、一方で取組のさらなる推進に消極的な立場を示す人の割合も高くなっていた。
- ・国土強靱化の概念を知っていると答えた人は、国土強靱化の概念

---

<sup>4</sup> 国土強靱化の広報・普及啓発活動に関するアンケート（実施主体：内閣官房国土強靱化推進室、実施期間：令和3年11月9日～11日、有効回答数：1048名。）

に当てはまる取組として「インフラ整備」に関する項目を高い割合で選択していた。一方で、民間企業の事業継続計画（BCP）策定や、地域住民による自助・共助の取組、避難訓練の実施や防災教育等のソフト面の取組は、国土強靱化の取組として認識されている割合が低かった。

- ・ 国土強靱化の概念の全体像を説明した上で、国が国土強靱化に取り組むことが必要かと質問したところ、9割を超える人が必要であると回答した。

### ③国土強靱化の広報・普及啓発の取組について

- ・ 7割以上の人々が、国土強靱化に関する広報・普及啓発活動を1つも知らないと回答した。
- ・ 20代はTwitterなどSNSでの広報が効果的とする割合が高い一方で、60代以上ではSNSへの評価が低く、ポスターやパンフレットの評価が高いなど、年代により明確な差異が見られた。
- ・ これまでの国土強靱化の広報活動のイメージについては、「親しみやすい」という評価が低い傾向があった。
- ・ 国土強靱化の取組の必要性を訴えるメッセージとしては、家族や個人の視点からのアプローチが効果的であるという回答が多かった。

## 6. 改善の方向性

本アンケート結果を踏まえると、今後の広報・普及啓発に関しては、以下のような改善の方向性が考えられる。

### （１）広報戦略の明確化

まずは広報戦略の明確化である。どのような対象に対し、どのような順序で、だれが何を行っていくのかを明らかにした戦略を策定する必要がある。

Web アンケートにおいて、約 7 割の人が国土強靱化について知らないと回答した一方で、国土強靱化の概念を正確に理解してもらうことによって、9 割を超える割合で取組への賛同を得られた点は重要なポイントであり、国土強靱化の認知度をより高めていくための方策が必要である。

## (2) 適切なコンテンツの作成

次に、広報の対象に応じた適切なコンテンツの作成である。国土強靱化の取組を知らない層へのアプローチに加えて、既に国土強靱化の内容を知っているという層に対しても、様々な主体の取組の具体的効果や、ソフト面も含めた取組の広がりなど、より深い理解が得られるよう努めていく必要がある。

## (3) 適切な情報伝達手法の選定

その上で、広報の対象とする年代や保有するデバイスなども考慮に入れ、適切な手法・媒体を選定することが必要である。特に、スマートフォンのみを保有する層においては約 1 割の認知度しかないことなどを踏まえた対応が必要である。

## (4) 取組主体の役割分担と連携、継続的な取組

国や地方自治体、民間企業・団体など、国土強靱化の取組主体がそれぞれの特徴に応じて役割分担をし、さらに連携して取組を行うことが有効である。また、国土強靱化に関するイベント等については一時的なもので終わるのではなく、その効果を検証し、継続的に取り組むことが必要である。

## (5) 具体的なアクションプランの作成とフォローアップ

最後に、それぞれの取組主体が、毎年度の具体的な取組を事前に明らかにし、フォローアップを行うこと、また、どの程度広報・普及啓発につながったかなどの効果を把握し、PDCA を回して手法等の改善を行っていくことが必要である。

## 7. 広報・普及啓発の基本方針

このような方向性を踏まえ、今後の国土強靱化の推進に当たっては、以下の基本方針に基づき、広報・普及啓発活動を実施していくことが重要である。

### (1) 国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信

- ・「国土強靱化」の理念や考え方を簡潔にわかりやすく、また数多く発信することにより、国土強靱化の推進に関する国民の共感を得る。
- ・特に、Web アンケートによる国土強靱化の認知度が3割程度にとどまることを踏まえ（国民全体ではより認知度が低いとも考えられる）、これまで国土強靱化の取組について認識していない層にも、国土強靱化の取組の具体的な効果や、国民一人一人の人命や財産、暮らし・生活を守り、地域づくり、まちづくりなどの取組と密接に関わるものであることを認識してもらうための情報発信を行い、幅広い層での認知度の向上を図る。
- ・国土強靱化の取組を考える上で重要な情報である、地域の災害リスクや脆弱性に関する情報等についても、わかりやすく発信を行う。
- ・各種インフラ整備等、ハード事業についてはなるべくその具体的な効果等を示すことが重要であり、目には見えにくいが未然に災害を防いだ事例などにも着目し、積極的に情報発信する。
- ・ソフト面の取組も国土強靱化の重要な柱であり、国民一人一人に関わる取組であることを伝え、自分事として認識してもらうよう努める。
- ・その上で、国土強靱化は、国・地域の将来像を見据えて中長期的に取り組むべき課題であることや、まちづくりや地方創生、さらには事前復興等の施策とも連携しながら、今後も継続的・計画的に施策を推進していくことの重要性を訴えていく。

## (2) 受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用

- ・これまでの個々の国土強靱化の取組の内容・意義・効果を検証・可視化するとともに、広報の対象を意識した、受け手の視点に立った情報発信を行い、情報を受け取った者の行動変容につながるような効果的な手法を採用する。
- ・対象者の年代や保有するデバイスの傾向なども考慮し、どのようなコンテンツや手法であれば効果的に情報を届けられるのか、それぞれの広報・普及啓発の取組を行う主体が検討を行う。
- ・国土強靱化の取組が人々の注目を集めやすいタイミング（災害発生直後や過去に大きな災害が発生した日時等）をとらえた情報発信を行う。
- ・多様化する社会の中で、社会的影響力の大きいマスメディアに向けた情報発信も重要である。国土強靱化に関するこれまでの報道は、そのハード面の取組やその予算規模に着目して取り上げられることが多かったが、それぞれの取組の具体的な被害軽減効果を示す数字や情報など、取り上げられやすいコンテンツを提供する。加えて、国土強靱化は災害に強い国や地域を目指すための、民間企業や地域住民によるソフト的な取組も含む、一人一人の暮らし・生活に関わる幅広い概念であることを伝えていく。

## (3) 関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携

- ・前述の通り、内閣官房、関係府省庁、民間企業・団体等において、これまでも国土強靱化に関する広報・普及啓発の取組が行われている。これらを有機的に連携させ、その効果を高めることや、取組に一覧性をもたせることができれば、国民の理解の増進につながると考えられる。
- ・今後の広報・普及啓発の推進に当たっては、その取組の全体像が把握できるよう、内閣官房が関係府省庁や地方自治体、民間企業・団体等の協力を得ながら、それぞれの取組の一元化・可視化を行う。

- ・さらに、関係府省庁、地方自治体、民間企業・団体等においても、国土強靱化に関するそれぞれの取組の情報を主体的・積極的に発信する。

## 8. 今後の具体的な取組

上記の基本方針を踏まえ、それぞれの主体に期待される取組等は以下のとおりである。

### (1) 内閣官房

- ・内閣官房は、国土強靱化の取組に関し、SNS 等での情報発信を強化するとともに、災害発生時に実際に効果を発揮した事例等、関係府省庁の取組等も含めて必要な情報を一元化・可視化し、幅広く伝えていくべきである。
- ・特にこれまで国土強靱化について認識していなかった層に向けては、「国土強靱化」や「ナショナル・レジリエンス」というこれまで使用していた表現にこだわらず、「災害に強い地域をつくる国土強靱化」、「気候危機に対応する国土強靱化」など、他の防災関係の用語と組み合わせた表現や、例えば「防災・強靱化」、「災害への強靱化」、「防災まちづくり」など、あえて「国土強靱化」という用語を使わずに、その理念・考え方を伝える表現なども含め、ケースバイケースで適切な用語を選択すべきである。
- ・あらゆる物事のレジリエンス（強靱性）の向上を目指す取組を行う「強靱化」という用語そのものを普及させることも、国土強靱化の概念を広く伝えていく上で重要である。
- ・情報の伝達手段としては、政府広報によるスマートフォンのバナー広告や、動画・インフォグラフィックスの作成、若い年代向けのインフルエンサーの活用、ブログなどのプラットフォーム等、様々な伝達手段・媒体の活用を検討すべきである。その際には、国土強靱化の広報であることが一目で認識できるような工夫を

行うべきであり、ハッシュタグ<sup>5</sup>やロゴマーク等により、広報の取組に一覧性を持たせるべきである。さらに、国土強靱化に取り組む関係団体等と連携した積極的な広報も実施すべきである。

- ・発信する内容については、前述の「効果発揮事例」などのように、国民一人一人に自分事としてとらえてもらえるよう、具体的な取組の効果をわかりやすく伝えることが有効である。
- ・防災教育や、防災に関する人材育成も国土強靱化の重要な取組であり、前述の「防災まちづくり・くにつくり学習ワークブック」等の更なる周知・活用を図るべきである。大学等との連携も積極的に行われるべきである。

## （２）関係府省庁

- ・関係府省庁は、国土強靱化の取組に関連する広報・普及啓発活動について、内閣官房と連携し、より効果的な発信に努めるべきである。具体的には、関係府省庁における広報・普及啓発の取組情報を内閣官房において一元的に収集し、情報発信するなどの取組が考えられる。
- ・関係府省庁においては、それぞれが行う国土強靱化に関する取組について、主体的・積極的な広報・普及啓発を行うとともに、内閣官房の提供する資料等も活用しながら、国土強靱化の理念・考え方や5か年加速化対策などの施策等も含め、関係業界や地域住民等への周知を行うことが望まれる。
- ・その上で、国土強靱化年次計画 2022 において、関係府省庁が行う具体的な広報・普及啓発活動の内容を明記すべきである。

---

<sup>5</sup> 国土強靱化の「靱」の字には、主に使用される字体が2つあり（「靱」と「靱」。刃の線が突き抜けているか突き抜けていないかの違い）、内閣官房においては基本法において使用されている「靱」を使用している。「#国土強靱化」と「#国土強靱化」では異なるハッシュタグであると認識されることがあることに注意が必要である。

### （３）地方自治体

- ・地方自治体においては、地域計画を策定する取組自体が、地域住民に対する国土強靱化の広報・普及啓発の重要な要素である。地域計画の策定が今年度でほぼ一段落することを踏まえ、今後は、地域計画の内容面の充実を図っていくべき段階に入っている。いつまでにどのような事業を行うことにより、災害に備えどのような将来に向けたまちづくりを行っていくのか、５か年加速化対策の策定等も踏まえて検討が行われるべきである。
- ・民間団体（商工会議所、青年会議所等）と連携した取組を行うなど、地域の多様な声を地域計画に反映させ、またわかりやすく周知していくことが望ましい。
- ・各地方自治体が、広報・普及啓発に関して具体的にどのような取組を行うのかについて地域計画に位置付けることも効果的である。前述の通り動画の活用等の先進的な取組も既に行われている。内閣官房は、引き続き「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の作成や出前講座の実施等により、地方自治体の取組をサポートすべきである。
- ・これまでに度重なる被災を経験した地方自治体、また今後大きな被害が予測されている地域も多い。例えば、南海トラフ地震により 34m の津波が予測されている高知県黒潮町においては、津波避難タワーの整備とともに、地元住民が避難タワーを含むような防災ツーリズムを主催しており、これまで地元が積み上げてきた防災に関する取組と相まって、避難タワーが地域のシンボリックな役割を果たしている。国土強靱化の意識啓発と地域活性化の事例として参考にすべきものであると考えられ、こうした事例について内閣官房が幅広く収集し、周知することも有効である。

### （４）民間企業・団体

- ・民間企業・団体においては、災害発生時にも事業継続が図れるよう、事業継続計画（BCP）の策定や、オフィス・工場等の耐震化・

水害対策等の取組が行われている。サプライチェーンの強靱化やリダンダンシーの確保も重要な観点であり、経済安全保障の観点からも取り組むべき課題である。民間企業・団体と地方自治体との連携も重要であり、災害時の防災協定の締結や、従業員の地元消防団への参画など、様々な企業等による地域貢献の形が考えられる。

- ・広報・普及啓発を推進する観点からは、このような取組も国土強靱化の一環であることが民間企業・団体の側にしっかり認識されることが重要であり、また民間企業・団体自らその取組を主体的に広報することが望ましい。
- ・内閣官房においても、こうした民間企業・団体の国土強靱化に関する取組の知見や情報を把握し、これが適切な形で認識・評価されるような仕組みの検討が望まれる。国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）制度についても、さらに周知・活用を図るべきである。

#### （５）地域コミュニティ・個人

- ・地域コミュニティや家庭・個人での取組、いわゆる自助や共助の取組が、災害の被害を減らすために決定的に重要であることは言うまでもない。一人一人が国土強靱化の理念・考え方について理解を深めること、自ら積極的に災害への備えに取り組むこと、さらにその取組を地域において広げていくことが期待される。
- ・個人が国土強靱化への参画意識を持つためには、自らが住む地域の災害リスク（脆弱性）について学習する機会を持つことが効果的であり、地域における住民参加型の取組も有効であると考えられる。
- ・また、各地域における広報・普及啓発の取組は、地区防災計画や個別避難計画等、他の防災関係の諸制度とも適切に連携を図るべきである。

## 9. 終わりに

本中間とりまとめを踏まえ、内閣官房においては、関係府省庁と協力の上、早急に広報戦略を策定することが望まれる。改めて述べるが、広報戦略は、その策定自体が目的ではなく、国土強靱化に関し、国民全般の理解を醸成し、様々な主体の行動変容を促すために行うものである。関係府省庁においても、国土強靱化に関する広報・普及啓発活動に関する各種の取組を、年次計画 2022 において具体化し、その後も適切にフォローアップを行うなど、国土強靱化に関して実効性のある広報・普及啓発が行われていくことが望まれる。地方自治体や民間企業、そして国民一人一人の取組も含め、様々な主体の国土強靱化の取組により、災害に強い国や地域が作り上げられていくことを期待したい。

(参考)

## 委員名簿

磯打千雅子 香川大学地域強靱化研究センター准教授

小室広佐子 東京国際大学副学長・言語コミュニケーション学部長

田中 里沙 事業構想大学院大学学長、(株) 宣伝会議取締役  
(副座長)

藤井 聡 京都大学大学院工学研究科教授 (座長)

松本 浩司 日本放送協会 解説主幹

矢守 克也 京都大学防災研究所教授

(敬称略)

事務局：内閣官房国土強靱化推進室